

# 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）等」に対する意見募集の結果について

## 1. 意見募集の実施方法

### (1) 意見募集の周知方法

関係資料を環境省ホームページに掲載、電子政府の総合窓口、記者発表

### (2) 意見募集期間

平成 24 年 6 月 19 日（火）～平成 24 年 7 月 18 日（水）

### (3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

### (4) 意見提出先

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

## 2. 意見募集の結果

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）

4 者（1 団体及び 3 個人）から 63 意見が提出されました。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画の点検結果（案）

点検結果（案）に対する意見の提出はありませんでした。

## 3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
第 1 章 はじめに (p1)		
1	有機塩素系化学物質であるジコホール（ケルセン）を POPs に準ずる物質として、本案を適用することを求める。	原案のとおりとします。 （理由） 本計画は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の義務を履行するための計画であり、条約対象の物質について具体的措置を記載しています。条約対象物質以外の物質に関する対策は、第 3 章第 8 節に記述しており、ジコホール（ケルセン）は、同節に記述のある、化審法に基づき指定された第一種特定化学物質及び農薬取締法に基づく 27 種の販売禁止農薬に含まれるところです。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
第2節	我が国における POPs 問題の経緯 (p2-3)	
2	「我が国で農薬として使用されていた、DDT、アルドリン、ディルドリン等」に BHC を追加する。以下、POPs 系農薬には、BHC を含む。	原案のとおりとします。 (理由) BHC については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律による規制措置を 2010 年に講じており、DDT、アルドリン、ディルドリン等とは、規制措置を講じた時期が異なることから、原案のとおりとします。
3	シロアリ防除剤として多用されたため、ディルドリンやクロルデンの環境汚染や人体汚染が進行した事実を追加する。	御指摘を踏まえ、第1章第2節の第1段落を以下のとおり修正します。 「我が国で農薬として使用されていた…仕組みが設けられました。また、ディルドリンやクロルデンは、シロアリ駆除剤として使用され、これによる汚染が懸念されました。その後、1980 年代に、後述の…」
4	PCB の項に以下の事実を追加する。 (1)「化審法」の成立に伴い、PCB の使用は全面禁止されたわけではなく、PCB 含有閉鎖系機器（大型トランスやコンデンサー、鉄道用機器、電柱トランス、蛍光灯安定器など）の継続使用を認めたことが、その後の汚染につながったことは否めません。 (2)アメリカ軍基地施設での PCB 使用については、規制が及ばず、基地内での処理やアメリカへの搬出が、なかなかすすみませんでした。 (3)1977～79 年に、PCB 入りノンカーボン紙の東京湾内外で洋上焼却されたことがあります。 (4)1987～89 年、鐘淵化学高砂工場に保管されていた PCB 約 5500 トンは、住民監視の下に工場内で焼却処理されました。 (5)設置された PCB 処理施設も操業トラブルなどが続発し、処理が遅れています。	原案のとおりとします。 (理由) 第1章第2節は、我が国における POPs 問題の経緯の概要を説明しており、製造・使用の規制の実施と、処分に関する施策の推進について概要を記述しています。PCB については、化審法による製造禁止前に製造された PCB の処分に関する問題と、その解決への展望について記載しています。個別の処分事例については特に記述していませんが、「30 年の長期にわたりその多くについて処理が行われず」の表現としています。 なお、PCB 特別措置法の施行後における PCB 処理施設での処理については、廃絶の取組について第3章第5節に記載していますが、当節における記載内容については、今後、「ポリ塩化ビフェニル処理基本計画」の改定以降の必要な時点で所要の更新を行うこととしています。
5	PCB の項の「施設の設置に関して 住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ 30 年の長期にわたりその多くについて処理が行われず」を以下に修正する。 「閉鎖系での使用継続が認められてきたことが、分解技術の開発を遅らせた上、その施設・操業の安全性について、住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ 30 年の長期にわたりその多くについて処理が行われず」	原案のとおりとします。 (理由) PCB の分解技術については、昭和 51 年に高温焼却法が廃棄物処理法に規定されており、施設の設置に関して住民の理解が得られなかったことなどから、長期にわたり処理が行われなかったところです。
6	ダイオキシン含有農薬の項を追加する。 「日本のダイオキシン汚染源として、最初に問題になったのは、農薬です。林業用除草剤等に使用されていた 2, 4, 5-T は、林野庁が 1971 年に国有林での使用を中止し、土中埋設を通達指示しました。1984 年の調査では、54 営林署内での埋設が明らかになり、埋設個所の目視点検が続いています。 水田用除草剤 PCP は、1960 から 70 年代はじめにかけて、大量使用されましたが、農薬取締法による「水質汚濁性農薬」の指定を受け、1990 年登録失効しました (PCP は、シロアリ防除剤、木材や皮革製品等の防腐・防黴剤としても	原案のとおりとします。 (理由) ダイオキシン類を含有する農薬 (GNP, PCP, PCNB) については、第3章第6節4「ダイオキシンを含有する農薬」に記述しています。埋設処理 2, 4, 5-T 剤への対応については、第3章第7節『3. その他』に記述しています。 なお、BHC については、環境省の調査 (平成 16 年度 POPs 廃農薬等無害化処理技術検証事業報告書 <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/pops_rep/index.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/pops_rep/index.html</a> ) で BHC 中に含まれるダイオキシン類濃度は、0.00002ng-TEQ/g であり、農薬取締

番号	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>使用された)。  その代替品として開発された水田除草剤 CNP は 1970～90 年代に大量使用され、1996 年登録失効しました。  これらは、いずれも、ダイオキシン類を含有していましたが、使用中止を求める住民運動があったにも拘らず、最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ダイオキシンが含有されないということで、何の規制も受けず使用されました。その後の研究で、PCP や CNP に TEQ 評価されるダイオキシン異性体・同族体が含有されていたことが判明しました。また、河川湖沼海の底質のコアサンプルには、PCP、CNP 由来のダイオキシン類の蓄積が明らかになっていますし、水田土壌中の残留実態も報告されています。  農薬中に含まれるダイオキシン類についての情報は、企業秘密として、長年、公開されて来ませんでした。1999 年、農水省は、100 余の農薬成分中のダイオキシン分析結果を公表しました。この時、土壤殺菌剤 PCNB のダイオキシン類含有も明らかになり、農水省は、2002 年に、PCP、CNP、PCNB の回収を指示しました。  さらに、2003 年の改定農薬取締法に基づき、2,4,5-T、PCP、PCNB、CNP が販売禁止農薬となりました。環境省は、埋設農薬の BHC 中にダイオキシン類が含まれていたことを明らかにしました。」</p>	<p>法に基づく農薬中ダイオキシン類の検査すべき水準（検査基準）である「有効成分中の濃度に換算して、全ての同族体及びその異性体について毒性値 0.1 ng-TEQ/g に対応する濃度」に比べて、低い値となっています。</p>
7	<p>沖縄県のアメリカ軍基地やその周辺でのダイオキシン含有農薬（枯れ葉剤：2,4,5-T を含むオレンジ剤）の調査を行い、汚染がある場合は、その浄化を実施することを明記する。</p>	<p>原案のとおりとします。  （理由）  第 1 章第 2 節の記述のとおり、環境省は 1985 年より全国の河川、湖沼及び海域における底質と水生生物について、1986 年より大気について、ダイオキシン類のモニタリング調査を開始しております。  沖縄県においても他の自治体同様に、ダイオキシン類のモニタリングが基地周辺地域を含め実施されており、近年、環境基準の超過はないと承知しております。</p>
8	<p>2 節の末尾に以下を追加する。  「今後、ダイオキシン法で、規制対象となっていない施設、特に塩素系誘導体を製造・使用していたり、過去にしていた工場施設敷地やその廃棄物最終処分場におけるダイオキシン汚染調査を実施する必要があります。」</p>	<p>原案のとおりとします。  （理由）  工場施設の敷地での土壌調査は事業者の判断により実施するものと考えます。工場跡地を含めて一般の土壌についてはダイオキシン法に基づき都道府県等が必要性を判断して監視や調査を行っており、都道府県により結果が公表されています。  廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、一定濃度を超えるダイオキシン類が含まれる燃え殻等の廃棄物は、環境中へ排出されないよう遮断型最終処分場で処分されています。ダイオキシン類の濃度が基準未満の廃棄物は、管理型最終処分場で処分されますが、最終処分場の設置者は放流水については 1 年に 1 回以上、また、最終処分場周辺の地下水については、原則として 1 年に 1 回以上、ダイオキシン類を測定することが義務づけられており、生活環境保全上</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
の利害関係者の求めに応じ、その結果を閲覧させなければならないとされています。		
<b>第2章 我が国の状況</b>		
<b>第2節 POPsに係る施策の実施状況</b>		
<b>2. 非意図的生成物質対策 (p11)</b>		
9	農薬中のダイオキシン対策を追加する。 「農水省は、農薬登録制度のもとで、農薬製剤中の不純物として含有されるダイオキシン類の含有量を農薬登録に際して報告することを、申請者に求めています。製剤毎の含有量は、企業秘密として公表されていません。」	原案のとおりとします。 (理由) 農薬に含まれるダイオキシン類に関する措置については、第3章第3節2に記述しています。
10	沖縄県では、アメリカ軍基地とその周辺での、枯れ葉剤(ダイオキシンを含有する2,4,5-T剤)汚染が懸念されていることを、明記する。	原案のとおりとします。 (理由) 意見7への回答に同じ。
<b>3. 在庫・廃棄物対策 (p11-12)</b>		
11	以下を追加する。 「ダイオキシン類を含有する農薬のうち、2,4,5-T系の製剤は、林野庁の指示で1971年に土中埋設された後、84年の調査後、そのまま、放置されています。また、CNPはメーカーが回収保管したままです。」	原案のとおりとします。 (理由) 林地用除草剤(2,4,5-T)を環境が汚染されないよう適切に埋設した場所については、第3章第7節3に記述のとおり、適切に保安全管理を行っています。 また、CNPについては、第3章第6節4に記述のとおり、農薬製造業者が周辺環境を汚染しないよう厳重に管理しており、無害化処理が可能となった段階で、農薬製造業者による処理を進めていくこととなります。
12	回収されたダイオキシン含有農薬PCP、CNP、PCNBやPOP系農薬ジコホール、エンドスルファンなどの処理計画を明確すべきである。	原案のとおりとします。 (理由) ダイオキシン類を含有する農薬については、第3章第6節4に記述しています。エンドスルファンを有効成分とする農薬については、第2章第2節3に記述しています。 また、本計画は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の義務を履行するための計画であり、条約対象の物質について具体的措置を記載しています。ジコホール(ケルセン)等、条約対象物質以外の物質に関する対策は、第3章第8節に記述しており、ジコホール(ケルセン)は、同節に記述のある、化審法に基づき指定された第一種特定化学物質及び農薬取締法に基づく27種の販売禁止農薬に含まれるところです。
<b>第3節 POPsに係る現状と課題</b>		
<b>1. 一般環境の状況 (p12-24)</b>		
13	一般環境だけでなく、POP類の人体汚染状況の項を設け母乳、血液、脂肪中の経年変化データについて記述すべきである。	原案のとおりとします。 (理由) ヒト生体試料については、化学物質環境実態調査の中で母乳及び臍帯血等の中のPOPモニタリングを実施する旨、第3章第9節に記述しています。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
		<p>なお、平成 16、17 及び 23 年度に一部の POPs について調査を実施しているが、経年変化を把握するのに十分なデータが得られていないため、継続的な調査の実施によりデータを蓄積し、今後の改定の際に参考情報として活用していきます。</p>
1 4	<p>p14 『(1)ダイオキシン類』⑤土壌”の7行目「0 地点 (0.0%)」、①～③では「超過率」が入っているが⑤では欠落しています。なお、2005 年版では「1 地点 (0.03%)」となっており、やはりここだけ「超過率」が入っておりません。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「・・・0 地点 (超過率 0.0%) でした。」</p>
<p><b>2. 講じた施策の有効性の評価と課題 (p25-27)</b></p>		
1 5	<p>『(1)ダイオキシン類』の項に以下を追加する。 「現在、塩素系誘導体を製造・使用している施設やそこから排出された廃棄物の最終処分場、2,4,5-T や POPs 系農薬の土中埋設箇所、過去において POPs 系農薬やダイオキシン含有農薬、その他の塩素系誘導体を製造・使用した施設及びそこから排出された産業廃棄物の最終処分場の監視が必要です。」</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 意見 8 への回答に同じ。</p>
1 6	<p>『(2)ポリ塩化ビフェニル (PCB)』 「PCB 廃棄物の適正処理を進めることが必要です」を以下のように修正する。 「PCB 廃棄物の適正処理を、地域住民の意見を聞き、その監視下に進めることが必要です」 「PCB カネミ油症被害者救済のための疫学調査の実施と適切な治療が求められます。また、患者の意見を尊重したカネミ油症被害者救済法の迅速な施行のぞまれます。」</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) PCB 廃棄物の処理の推進に当たっては、PCB 廃棄物の処理を行う者が、積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等を行うよう努めていきます。 カネミ油症については、厚生労働省厚生労働科学研究費補助金により、患者追跡調査、治療法の開発等の研究を進めています。 なお、本国内実施計画は POPs 条約第 7 条の規定に基づき、この条約に基づく義務（放出の削減又は廃絶、廃棄物の適正管理・処理、環境監視等）を履行するための計画として作成するものであり、被害者救済については、条約上の義務とは扱いが異なるものです。</p>
1 7	<p>『(3)HCB』の項に以下追加する。 「HCB を不純物として含む農薬として、農薬取締法の販売禁止農薬の PCP、PCNB、ペンタクロロベンゼンおよび、TCTP、TPN などがあり、その廃棄処分にも注意を払うべきです。」</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) ダイオキシンが含まれていることが判明している PCP、PCNB については、第 3 章第 6 節 4 に記述している通り、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」に準じて無害化処理されています。それ以外の農薬についても、廃棄物処理法等の一般的な処理基準が適用され、廃棄処分には注意が払われています。</p>
1 8	<p>『(4)ドリソリン類及びヘプタクロル』の項に以下を追加する。 「2011 年においても、汚染農地で、栽培されたカボチャにヘプタクロルが検出されています。ドリソリン類で汚染された農地においても、キュウリ等にその残留基準を超えて検出されるため、同剤が移行しやすい農作物を栽培しないよう、栽培禁止区域を設ける必要があります。」 「シロアリ防除剤などとしてディルドリンで処理された廃木材の処理に際しては、環境汚染が拡大しないよう無害化処理方法を確立する必要があります。」</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) ドリソリン類及びヘプタクロルについては、第 2 章第 3 節 2(4)に記述のとおり、過去にドリソリン系農薬が使用されていた圃場においては、キュウリ等の特に吸収しやすい農作物からの作目転換を指導するとともに、土壌中のドリソリン類及びヘプタクロルの作物による吸収を低減する技術に関する試験研究を実施しています。 ディルドリン、クロルデン等は、製造・使用等が規制されてから、20~30 年が経過しており、半減期を考慮すると、廃木材等での濃度は「POPs 廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン」(平成 16 年 10 月、バーゼル条約の締</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
		<p>約国会議で採択) が示した処理対象となる 50mg/kg 以上という指針値に比べ十分に低い濃度と考えます。</p> <p>また、当該廃木材等が廃棄物となり焼却等される場合には、ダイオキシン類発生防止等について廃棄物処理法等の処理基準が課せられており、適正処理が確保されています。</p> <p>このため、廃木材等の排出者に、ディルドリン、クロルデン等の含有濃度の把握を求めたり、廃棄物処理法の処理基準以上の特別な処理を課すことは過重な負担と考えます。</p>
19	<p>『(4)ドリソ類』、『(6)クロルデン』の項に以下を追加する。 「東日本大震災被災地の瓦礫の中に含まれるシロアリ防除剤処理木材の処理に際しては、注意する必要があります。」</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 意見 18 (2) への回答と同じ。</p>
20	<p>『(8)リンデン』の項に以下を追加する。 「東日本大震災被災地の瓦礫の中に含まれる BHC で処理された古畳の処理に際しては、注意する必要があります。」 「2011 年に、横浜市や東京都の牛肉に BHC が検出されましたが、稲わら製の BHC 処理古畳が飼料として給餌されたのが原因でした。」</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 東日本大震災の被災地においても、廃棄物処理法等の処理基準は適用され、他の地域と同様に、処理に際して注意が払われています。 なお、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律に基づき、農林水産省は、塩素系農薬が混入するおそれのある不適切な製造方法により製造される古畳再製稲わらの製造、輸入、販売及び使用を禁止しております。</p>
21	<p>『(12) ベンタクロロベンゼン』の項に以下を追加する。 「農薬 PCNB は農薬登録が失効し、販売禁止農薬に指定されているが、不純物として当該物質が含有されていたり、処理により、新たに生成するおそれがあるため、その回収及び廃 PCNB の処理に際しては、環境汚染が拡大しないよう注意を要します」</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 第 3 章第 6 節 4 に記述しています。</p>
22	<p>農水省は、エンドスルファン(登録失効 2010 年 9 月 29 日)とジコホール(登録失効 2004 年 3 月 19 日)の回収を求める通知を 2011 年 12 月に発出したが、回収の行政命令はもっと迅速に出すべきです。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) エンドスルファンを含む農薬は 2012 年 4 月に販売禁止農薬に指定しましたが、農林水産省は、販売禁止農薬に指定された後に誤って使用されることを未然に防止するため、2011 年 12 月に通知を発出し、これまで回収を進めてきたジコホール(ケルセン)も含めて、農薬メーカーによる回収を促進する仕組みを徹底しました。 なお、農薬メーカーもそれに先立ち、2010 年 11 月から、エンドスルファンを含む農薬の自主回収を行っており、農林水産省も都道府県等に対して、農薬メーカーの自主回収に協力するよう情報提供をしてきました。</p>
<p><b>第 3 章 具体的な施策の展開—国内実施計画の戦略及び行動計画要素</b></p>		
<p><b>第 1 節 基本的考え方 (p28)</b></p>		
23	<p>POPs 類の汚染拡大防止に際しては、以下の点が重要である。 (1) POPs 類の汚染の拡大の原因のひとつは、先進国で有害性が判明し、使用</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由)</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>規制されたものが、規制のない開発途上国へ輸出されたり、現地生産され、使用されてきたことにある。今後、このようなことがないようにすべきである。</p> <p>(2) 先進国から輸出されたり、現地生産され、放置されたままになっている POPs 類については、輸出者や製造会社、国が供与した場合はその国が責任をもって処理・浄化すべきである。</p> <p>(3) POPs 系農薬やダイオキシン含有農薬の国内埋設個所の環境調査を実施し、その浄化に一層の力を注ぐべきである。</p> <p>(4) 過去において、POPs 類を製造・使用した場所及び回収保管や埋設されている場所に関する情報、環境汚染調査結果、汚染地の浄化処理や無害化処理技術に関する情報等は、すべて公開し、その保管や処理は、関係住民の意見を尊重し、その監視下で実施すべきである。</p> <p>(5) 埋設又は回収された POPs 系及びダイオキシン含有農薬 (2, 4, 5-T、PCP、CNP、PCNB など) について、埋設個所や保存場所に、その旨表示し、掘削や処理が実施されるまで、厳重に管理することを、行政や事業者<sup>に</sup>義務づける。</p>	<p>(1) 及び(2) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約では、締約国から POPs が輸出されることを原則禁止しており、輸出が認められる場合でも、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」(PIC 条約) を考慮し、また、最終的に環境上適正な処分がなされることを確保することとなっています。日本では、これらの条件が確保されるよう、輸出貿易管理令に基づき必要な措置を講じています。</p> <p>(3) 埋設場所の環境調査、埋設農薬の処理については、第 3 章第 6 節に記載しています。</p> <p>(4) 及び(5) 埋設処分された農薬は、管理者により厳重に保管されています。埋設場所等の公開については、犯罪予防等に配慮して、各管理者が状況に応じて行うことが望ましいと考えます。なお、埋設処理された林地用除草剤 (2, 4, 5-T 剤) については、埋設個所の立入及び土壌かく乱行為を防止するため、標識、柵等を設置し、森林管理署が適切に保安全管理しています。埋設処理 2, 4, 5-T 剤への対応については、第 3 章第 7 節『3. その他』に記述しています。</p>
<b>第 2 節 実施計画の効果的実施</b>		
<b>2. 国内の各種計画との連携 (p29)</b>		
2 4	<p>土壌汚染対策法の特定有害物質に、POPs 系物質やダイオキシン含有物質を追加し、化学工場、農薬の原体や製剤工場及びその排出物、廃棄物の最終処分場、さらにこれらの跡地についても、環境調査を義務づけるよう、法改定を望む。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 意見 8 への回答に同じ。</p>
<b>第 3 節 POPs の製造、使用、輸入及び輸出を防止することを目的とした規制のための措置</b>		
<b>1. 化審法による措置 (p29-30)</b>		
2 5	<p>30 頁 11 行目「28 物質」について、直前の POPs 条約対象物質をわざわざ「19 物質群」とするならば、こちらも「28 物質群」であるべきだと思います。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 化審法では、第一種特定化学物質は物質に対して指定がなされるものであるため、28 物質と記述しています。</p>
<b>2. 農薬取締法による措置 (p30-31)</b>		
2 6	<p>農薬取締法による販売禁止農薬の項に以下を追加する。 POPs 農薬は、<math>\gamma</math>-BHC、DDT*、エンドリン*、ディルドリン*、アルドリン*、クロルデン*、ヘプタクロル*、ヘキサクロロベンゼン*、マイレックス*、トキサフェン*、ジコホール、エンドスルファン*があり、ダイオキシンや HCB 含有農薬には、2, 4, 5-T、PCP、CNP、PCNB、ペンタクロロベンゼンがある。 そのうち、*印は POPs 条約の対象となっているが、上に挙げた他の化学物質についても、これに準じた扱いをすべきであり、今後、POPs 条約に組入れるよう、各国に働きかける必要がある。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 新規 POPs の追加については、第 3 章第 1 節に記述のとおり、国際的に協調して進めていくこととしています。我が国としては、有害性が懸念される化学物質について情報収集を進めるとともに、POPs の要件に該当する場合には条約への追加手続きを進めていきます。</p>
2 7	<p>農薬取締法が、国内販売禁止の POPs 系農薬の海外輸出を防げなかったことにふれ、輸出のために製造する農薬を適用除外にしている法を改定するよう提言</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由)</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
	すべきである。	国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約（PIC 条約）のもと、輸出貿易管理令では、農薬取締法に基づく省令で定めた販売禁止農薬（全ての POPs 農薬を含む）については輸出前に相手国政府に対して情報提供を行い、事前に相手国政府の意思確認を行うこととしています。
<b>3. 薬事法による措置 (p31)</b>		
28	海外では、BHC が頭シラミ駆除用の医薬品として使用されており、国内でも使用されている懸念があることにもふれる。	原案のとおりとします。 （理由） BHC は頭シラミ駆除用の医薬品としては現在国内で承認されておりません。
<b>4. 外国為替及び外国貿易法による措置 (p31)</b>		
29	1970 年代には、日本で販売禁止された BHC や DDT が、海外に輸出されたり、海外の合弁会社で製造され、公害輸出として問題となった。 最近でも、国内で販売を中止した PCNB が輸出用に生産された。 農薬取締法で、海外への農薬輸出は法の適用が除外になっていることが問題である。	原案のとおりとします。 （理由） 意見 27 への回答に同じ。
<b>第 4 節 非意図的生成物の排出削減のための行動計画</b>		
<b>1. ダイオキシン類 (p32-43)</b>		
30	発生源の表に挙げられていない他の多くの塩素誘導体の製造及び使用工場からの排出量が不明なのは、問題である。 塩素誘導体を含む製品を製造・使用する工場敷地、製造工程の廃棄物、排水経路、焼却施設、そこから排出される廃棄物の最終処分場のダイオキシン類環境調査を一層強化すべきである。 そのため、「特定の化学物質の製造工程」に、他の多くの塩素誘導体の製造及び使用工場を追加すべきである。	原案のとおりとします。 （理由） p32 の表は、POPs 条約附属書 C で規定する発生源の種類に従って作成したものです。また、p41 のウに挙げた特定の化学物質を製造する施設は、同条約附属書 C 第 3 部に規定する発生源の中で、実際にダイオキシン法により、排水規制を行っているものです。今後は、(b-2) 以降の記述のとおり、同条約附属書 C 第 3 部の発生源について、発生源に関する文献情報等も踏まえて、ダイオキシン類を排出していると考えられるものについて、排出量等の把握を計画的に進める等必要な措置を講じていきます。
31	ダイオキシン法による「土壤汚染対策地域」の汚染土壤の浄化に際しては、汚染原因者の責任を明確にすべきである。	原案のとおりとします。 （理由） ダイオキシン法に基づく汚染土壤対策地域における対策については、土壤汚染対策計画に基づき、汚染原因者等による適切な費用負担のもとで、関係者が協力し、汚染除去等の事業を行うこととしております。 また、汚染原因者に浄化経費の負担を求めるか否かは、対策事業の実施者の判断によりますが、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類の土壤の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確であれば、公害防止事業費事業者負担法に規定される手續に則り、実施者が汚染原因者に対策費用の負担を求めることができます。
32	(1) 廃棄物減量化だけでなく、塩素系製品の使用削減、廃棄物焼却量の削減も	原案のとおりとします。



番号	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>目標にいれるべきである。</p> <p>(2) 製品そのものやそれを廃棄処理する際、ダイオキシン汚染が生じないように、有機塩素系及び有機臭素系物質の添加を出来る限り止めるべきで、代替品の開発をすすめる。</p>	<p>(理由)</p> <p>欧州連合 (EU) では特定有害物質使用制限指令 (RoHS 指令) が公布、発効したことにより、電気・電子機器における有害物質 (鉛、水銀、ポリ臭素化ビフェニル等 6 物質) の使用が 2006 年 7 月から原則禁止されています。我が国においては、製品等が廃棄物として処理される段階で廃棄物処理法に基づく対策が講じられていることもあり、製品中に使用されている有害物質に起因した環境汚染が顕在化している状況にはありません。</p>
3 3	<p>『(7) 行動計画の実施スケジュール』に以下を追加する。</p> <p>「東日本大震災の被災地では、塩素系物質の流出や瓦礫混入が認められるが、その処理の過程で、ダイオキシン類の拡散や新たな発生が起こらないよう細心の注意が必要である。」</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>東日本大震災の被災地においても、仮設焼却炉も含め、廃棄物処理法等の処理基準は適用され、他の地域と同様に、ダイオキシン類対策に最大限留意した処理を行っているところです。</p>
<b>2. ヘキサクロロベンゼン (HCB) (p44-45)</b>		
3 4	<p>HCB を不純物として含有する農薬類 (PCP、PCBN、TCTP、TPN など) についても、留意すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>農薬原体中に含まれる有害混在物として HCB も農薬取締制度の規制の対象としています。</p>
3 5	<p>表中、パルプ製造施設の 2002 年の排出量が「N0」になっているが、2005 年版ではそれに該当する部分が「0.080「水」0.080」、「5.7「水」5.7」となっています。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>
<b>3. ポリ塩化ビフェニル (PCB) (p45-46)</b>		
3 6	<p>表中、パルプ製造施設の 2002 年の排出量が「N0」になっているが、2005 年版ではそれに該当する部分が「0.080「水」0.080」、「5.7「水」5.7」となっています。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>
<b>4. ペンタクロロベンゼン (PeCB) (p46-47)</b>		
3 7	<p>農薬取締法の販売禁止農薬 PCNB について記載する。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>本計画は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の義務を履行するための計画であり、条約対象の物質について具体的措置を記載しています。条約対象物質以外の物質に関する対策は、第 3 章第 8 節に記述しており、PCNB は、同節に記述のある、農薬取締法に基づく 27 種の販売禁止農薬に含まれるところです。</p>
<b>第 5 節 ポリ塩化ビフェニルの廃絶のための取組</b>		
<b>1. 使用の禁止、2. 廃絶 (p48-51)</b>		
3 8	<p>現在使用中の PCB 含有機器の回収を計画的に実施し、その保管・処理に際しては、関係する住民に情報を開示し、その意向を尊重して、住民監視下にとり進める。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>使用中の PCB を含有する絶縁油を使用する電気工作物については、電気関係報告規則に基づき、経済産業省の産業保安監督部等に届出がなされており、その機</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
		<p>器が廃棄物となった場合の適正な処理の推進に資するよう、その情報は、都道府県市に求めに応じて提供しているところです。</p> <p>また、使用が終了したPCB 廃棄物については、保管事業者は、都道府県市に届け出るとともに、廃棄物処理法に則した適正な保管が義務づけられていることに加え、それを保管する事業者等は、PCB 特別措置法に基づき都道府県市に保管状況等について届け出ることになっており、都道府県市は保管及び処分の状況について公表しています。</p> <p>更に、PCB 廃棄物の処理の推進にあたっては、処理業者による情報公開が適切に行われているところであり、こうした取組を通じてPCB を含有する機器の適切な処理を進めていきたいと考えます。</p>
39	<p>衣料防虫剤やトイレ用芳香剤として、多用されているパラジクロロベンゼンから、光反応により、PCB が生成することを、2009年12月にメーカーが報告している。</p> <p>経産省も厚労省もそのリスク評価データを公表しないままである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>御意見は国内実施計画に関するものではないため。</p> <p>なお、経済産業省では、委託調査(平成20年度環境対応技術開発等(第一種特定化学物質含有製品等安全性調査))の中で、パラジクロロベンゼン製品中のPCBについて、リスク評価を行いました。</p> <p>その結果は、経済産業省HPにて、委託調査報告書として掲載されています。 (<a href="http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2009fy01/0018908.pdf">http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2009fy01/0018908.pdf</a>)</p>
40	<p>現在進行中の問題を含んでいるのはわかりませんが、2005年当時の予定や2002年現在のデータをそのまま載せるのは宜しくないと思います。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>御指摘の部分については、現行の「ポリ塩化ビフェニル処理基本計画」(2003年、環境省廃棄物・リサイクル対策部)に基づき記載をしています。今後、同基本計画が改定されれば、本国内実施計画の将来の見直しの際に適宜反映させることとしています。</p>
<b>第6節 在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに適正管理及び処理のための取組</b>		
<b>1. 埋設農薬(p51-53)</b>		
41	<p>POPs系農薬(BHCを含む)の土中埋設については、300kg以下の小規模埋設地の調査が必要である。</p> <p>旧日本軍の投棄・埋設した化学兵器について、環境省は広く国民に情報の提供を求めたが、埋設POPs系農薬についても、同様に情報をひろく求めて、埋設場所を特定する努力をすべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>埋設農薬については、農林省が都道府県等に対して、まず、1971年に小規模(300kg以下)に地中埋設するよう指導し、次に、早急かつ安全な埋設処理を行うため、1972年に農業安全処理事業(国庫補助事業)により埋設処理をするよう指導しました。2001年には、これら1971年及び1972年に埋設処理した農薬の保管状況について、埋設箇所の実態調査を行っています。今後新たな情報が得られた場合には、都道府県から報告させることとなっています。また、新たに報告のあった埋設農薬も「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」(平成20年1月環境省)及び「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」(平成21年8月改定環境省)に沿って適正に処理を進めていきます。</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
4 2	埋設農薬の中には、水銀、砒素などの重金属類が混入している。また、BHCの中には、ダイオキシンを含むものもあるので、その掘削や運搬、処理には注意を要する。	原案のとおりとします。 (理由) 埋設・廃農薬については、「埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアル」(平成 20 年 1 月環境省)及び廃棄物処理法を踏まえた「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」(平成 21 年 8 月改定環境省)に沿って適正に処理を進めています。
<b>2. 廃クロルデン類等 (p53)</b>		
4 3	ディルドリン、クロルデン、BHC、PCP などは、過去において、シロアリ防除剤や木材処理剤、畳防虫剤、皮革防腐剤として使用された。これらの数量は調べられていない。また、これらで処理された木材、畳、皮革製品などが、廃棄処理された場合、新たな汚染が起こったり、焼却処理されて、新たにダイオキシン類が生成しないよう注意を要する。特に、東日本大震災の被災地区の瓦礫廃材の処理については、注意を要する。	原案のとおりとします。 (理由) クロルデン等は、製造・使用等が規制されてから、20~30 年が経過しており、半減期を考慮すると、廃木材等での濃度は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の POPs 処理ガイドラインが示した処理対象となる 50mg/kg 以上という指針値に比べ十分低い濃度と考えます。 また、当該廃木材等が廃棄物となり焼却等される場合には、ダイオキシン類発生防止等について廃棄物処理法等の処理基準が課せられており、適正処理が確保されています。 このため、廃木材等の排出者に、クロルデン等の含有濃度の把握を求めたり、廃棄物処理法の処理基準以上の特別な処理を課すことは過重な負担と考えます。 東日本大震災の被災地においても、仮設焼却炉も含め、廃棄物処理法等の処理基準は適用され、他の地域と同様に、ダイオキシン類対策に最大限留意した処理を行っているところです。
<b>4. ダイオキシン類を含有する農薬 (p55-56)</b>		
4 4	ダイオキシンを含有する 2, 4, 5-T 系農薬は、『3. その他』項にふれているが、この節に、以下のことを、記載すべきである。 林野庁が 1971 年に土中埋設を指示し、1984 年にその所在が明らかになった個所については、目視調査が継続されているが、その実情が明確になっておらず、今後、無害化処理が求められる。 東日本大震災後、被災地県での埋設個所の状況は、明らかにされていない。	原案のとおりとします。 (理由) 林地用除草剤(2, 4, 5-T 剤)を環境が汚染されないよう適切に埋設した場所については、第 3 章第 7 節 3 で記述しているとおり、適切に保全管理を行っているところです。なお、当該地点で大雨、地震等が発生した場合には、その都度点検を行うこととしています。
4 5	環境省の調査で、BHC など埋設されていた POPs 系農薬自体に、ダイオキシン類の混入が判明していることも、明記すべきである。	原案のとおりとします。 (理由) 意見 6 の後段への回答に同じ。
<b>5. PFOS 又はその塩を含有する工業製品 (p56)</b>		
4 6	『(1)PFOS 又はその塩を含有する写真フィルム等』との表題名になっているが、本文説明中には「エッチング剤(圧電フィルタ用又は高周波に用いる化合物半導体用に限る)の製造」、「半導体用レジストの製造」、「業務用写真フィルムの製造」の 3 種の使用例が記載されている。 特定の製品のみを表題に含めることは、読者に誤解と不必要な先入観を抱かせる危険性がある。また、業務用写真フィルムを写真フィルムと略すと、一般	御指摘を踏まえ、『(1)PFOS 又はその塩を含有あるいは製造に使用するエッチング剤、半導体用レジスト、業務用写真フィルム』との表題に修正します。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>用を含む写真フィルム全般と誤解される危険性があり、化審法等や本文中で使用されている業務用写真フィルムという言葉が適切な表現である。</p> <p>よって、『(1)PFOS 又はその塩を含有あるいは製造に使用するエッチング剤、半導体用レジスト、業務用写真フィルム』との表題に改めるべきである。</p>	
<b>第7節 汚染された場所を特定するための戦略</b>		
<b>1. ダイオキシン類 (p57-59)</b>		
47	<p>ダイオキシン法を改定し、過去及び現在の塩素誘導体製造・使用工場の敷地、その工程廃棄物処理施設、排水経路、廃棄物最終処分場などの環境調査を実施し、結果を公表することを事業者に義務づける。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) 意見8への回答に同じ。</p>
48	<p>土壌対策強化のため土壌汚染対策法を改定し、ダイオキシン類を特定有害物質に指定し、汚染原因者に浄化費用の負担を求める。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン法に基づき対応しています。</p> <p>また、汚染原因者に浄化経費の負担を求めるか否かは、対策事業の実施者の判断によりますが、事業者によるダイオキシン類の排出とダイオキシン類の土壌の汚染との因果関係が科学的知見に基づいて明確であれば、公害防止事業費事業者負担法に規定される手続きに則り、実施者が汚染原因者に対策費用の負担を求めることができます。</p>
49	<p>汚染原因者が特定される場合、土壌だけでなく、底質浄化についても費用の負担を求める。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) ダイオキシン類による底質汚染については、「河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」及び「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針(改定版)」等をもとに底質対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、汚染原因者に浄化経費の負担を求めるか否かは、対策事業の実施者の判断によりますが、公害防止事業費事業者負担法に規定される手続きに則り、実施者が汚染原因者に対策費用の負担を求めることができます。</p>
<b>3. その他 (p59)</b>		
50	<p>かつて POPs 系農薬やダイオキシン含有農薬の原体や製剤を製造した工場の敷地、その工程廃棄物処理施設、排水経路、廃棄物最終処分場などの環境調査を実施し、結果を公表することを義務づける。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) 意見8への回答に同じ。</p>
51	<p>土壌対策強化のため土壌汚染対策法を改定し、POPs 系農薬とダイオキシン含有農薬を特定有害物質に指定し、汚染原因者に浄化費用の負担を義務付ける。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) 現在のところ、埋設農薬とその周辺の土壌については、関係者により処理が進められているところです。</p>
52	<p>2, 4, 5-T の埋設個所の保全・管理を強化する必要がある。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由) 2, 4, 5-T 剤の埋設箇所については、森林管理署において定期的な点検を行うと</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
		ともに、必要に応じ、立入禁止標識、埋設箇所の周囲を囲んでいる柵等の更新・修理等を行い、適切に保全管理を行っています。
<b>第8節 POPs 条約附属書掲載物質以外の物質への対応</b> (p59-60)		
5 3	<p>化審法「第一種特定化学物質」や農薬取締法「販売禁止農薬」に指定されているジコホール(ケルセン)、ダイオキシン含有農薬である PCP、CNP、PCNB、臭素系難燃剤、臭素系ダイオキシン類等については、POPs 条約の対象物質になるよう国際的に働きかけるべきである。</p> <p>これらのうち、国内で販売・使用規制のあるものは、輸出も規制すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>新規 POPs の追加については、第3章第1節に記述のとおり、国際的に協調して進めていくこととしています。我が国としては、有害性が懸念される化学物質について情報収集を進めるとともに、POPs の要件に該当する場合には条約への追加手続きを進めていきます。</p> <p>国内で販売・使用規制のある化学物質は第3章第10節の2に記述している国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 (PIC 条約) に基づき輸出規制の対象となっています。</p>
<b>第10節 国際的取組</b>		
<b>1. POPs 条約に基づく取組</b> (p62-63)		
5 4	<p>開発途上国及び移行経済国が対象となっているので、タイトルを『(1) 途上国等への支援』とすべきである。</p>	御指摘のとおり修正します。
5 5	<p>①技術協力</p> <p>「・・・実施しています。今後も各国からの要請に基づきこのような協力を継続するとともに、民間が保有する経験及び技術を有効に活用できる仕組みを構築していきます。」とすべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>御指摘の点については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
5 6	<p>②地域的取組</p> <p>「・・・目的とし、2002 年度より、環境省及び(独)国立環境研究所主催による東アジア POPs モニタリング・ワークショップを実施していますが、今後は民間の活力を利用した取組を併行して推進していきます。」とすべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>御指摘の点については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
<b>第11節 情報の提供</b> (p64-65)		
5 7	<p>POPs 類を含有する製品、その製造・使用工場の所在、工場からの排出物、その保管・埋設箇所、環境調査結果等についての情報は、企業秘密とするのではなく、すべての国民が知ることのできるようインターネット上で開示すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>(理由)</p> <p>PCB 廃棄物の保管・処理の状況については、PCB 特別措置法に基づき、都道府県知事で公表しており、国のホームページでも公表されています。</p> <p>(<a href="http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html</a>)</p> <p>また、ダイオキシン類や PCB を排出する特定の事業所については、化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所の所在地および排出量等のデータが国等のホームページで公開されています。</p> <p>(<a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html</a>)</p> <p>今後とも、これら POPs に関する情報提供の取組を進めていきます。</p>
<b>第12節 研究及び技術開発の促進</b>		

番号	意見の概要	意見に対する考え方
<b>2. 個別の研究及び技術開発 (p65-66)</b>		
58	PCB カネミ油症被害者の救済をめざし、健康調査を実施し、治療方法についての研究を一層推進すべきである。	原案のとおりとします。 (理由) カネミ油症については、厚生労働省厚生労働科学研究費補助金により、患者追跡調査、治療法の開発等の研究を進めています。
59	DDT は、マラリアの媒介蚊対策に使用されるが、他の殺虫剤、ワクチン、治療薬の開発にも力を注ぐべきである。	原案のとおりとします。 (理由) 途上国における DDT の代替品の普及については、地球環境ファシリティ (GEF) 等を通じた国際的取組が進んでいます。
60	POPs 類及びダイオキシン含有農薬の製造工場の労働者についての遡及的な疫学調査を実施すべきである。	原案のとおりとします。 (理由) 御指摘の点については、今後の施策の実施に際して参考にさせていただきます。
<b>第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定 (p67)</b>		
61	埋設 2, 4, 5-T、埋設 POPs 系農薬 (BHC も含む)、回収 POPs (PCB も含む)、回収ダイオキシン含有農薬について、今後の点検・処理の実施のタイムスケジュールを示されたい。	原案のとおりとします。 (理由) 御指摘の物質に限らず、第4章の記述に従って点検を実施していきます。 処理に関しては、埋設 2, 4, 5-T については、第3章第7節3に記述しています。 埋設農薬については、第3章第6節1に記述しています。 回収 POPs については、第2章第2節3に記述しています。 回収ダイオキシン含有農薬については、第3章第6節4に記述しています。 PCB 廃棄物については、PCB 廃棄物特別措置法の施行から10年が経過したことを踏まえ、今後の処理推進策について検討するための委員会を設置しています。 今夏にとりまとめを行った上で、そのとりまとめを踏まえた施策を検討することとなります。
<b>付属資料 1. 一般環境の状況 (図表)</b>		
62	POPs (PCB、BHC を含む) やダイオキシン類の人体汚染 (体脂肪、母乳、血液など) の経年変化調査データを追加されたい。	原案のとおりとします。 (理由) 意見13への回答に同じ。
63	2005年版国内実施計画の表1及び表2で、生物、水質及び底質の74年の「アルドリン/エンドリン」と「ディルドリン」、底質の99-01年の「ディルドリン」の欄に「B1」の記載がないが、どのような事情でしょうか。	御指摘を踏まえ修正します。 (理由) 生物、水質及び底質の74年の「アルドリン/エンドリン」と「ディルドリン」、底質の99-01年の「ディルドリン」については、調査を実施していたものの、2005年版には記載されていなかったため、本実施計画で修正します。